関西自然保護機構会則

第1条　（名称）本会は関西自然保護機構（Kansai Organization for Nature Conservation；KONC）という。

第2条　（事務所）本会の事務所は大阪市東住吉区長居公園1－23におく。

第3条　（目的）本会は関西地方を中心とする自然の保護と自然環境の保全の方策を調査し，研究し，必要な提言，助言を行うとともに，上記に関する基礎的な研究を助成する。

第4条　（事業）本会は，前条の目的を達成するために，次の事業を行う。

(1)　自然保護及び自然環境保全に関する調査及び研究

(2)　自然保護及び自然環境保全に関する提言と助言

(3)　自然保護及び自然環境保全に関する調査研究に対する指導及び助成。

(4)　会誌，その他印刷物の発行

(5)　セミナー，講演会等の開催

(6)　国内外の諸団体との連絡協力

(7)　その他前条の目的を達成するために必要な事業

第5条　（会員）本会の会員は，次の2種とする。

(1)　正会員　専門的知識を通じて，自然保護，自然環境保全にかかわる個人で，本会の目的に賛同して，別に定める正会費を納める個人

(2)　維持会員　本会の目的に賛同して，別に定める維持会費を納める個人又は団体

第6条　（会員）正会費，維持会費の額は，総会において定める。

2．会費は前納しなければならない。

第7条　（入会）本会の会員になろうとするものは，入会申込書を提出し，理事会の承認を得なければならない。

第8条　（退会）会員で退会しようとするものは，退会届を提出しなければならない。会費を2年以上滞納した者は，これを退会者とみなす。

2．退会者がすでに納めた会費は払い戻さない。

第9条　（除名）この会の名誉を傷つけ，又は，この会の目的に反する行為を行ったものは，総会の議決を経てこれを除名することができる。

第10条　（会員の権利）会員は次の権利を持つ。

(1)　会誌および出版物の配付を受ける

(2)　会の事業に参加する。

(3)　総会に出席し，会の事業，運営に対して意見を述べる。

(4)　会誌その他の出版物に投稿すること。

(5)　会長，副会長，監事，理事を選任し，あるいはこれらに選任されること。

第11条　（会員の義務）会員は本会の会則を守らなければならない。

第12条　（役員）この会に次の役員をおく

(1)　会長　　1名

(2)　副会長　2名

(3)　理事　　7名以上15名以内
（うち，理事長1名を含む）

(4)　監事　　2名

第13条　（選任）会長，副会長，理事及び監事は総会で選任し，理事は互選により理事長を定める。

2．理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第14条　（任期）役員の任期は2年とする。ただし，補欠又は増員により就任した役員の任期は前任者又は、先任者の残任期間とする。

2．役員は再任されることができる。

3．役員が辞任した場合，又は任期満了の場合においても，後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第15条　（会議）本会の会議は，総会及び理事会の2種とし，総会は通常総会と臨時総会とする。

2．総会は本会の最高決議機関であり，会計，事業等を議決する。

3．理事会は総会の議決にもとずき，会務を執行する。

第16条　（会議の構成）総会は正会員をもって構成する。

2．理事会は理事，会長，副会長をもって構成する。

第17条　（会議の開催）通常総会は，毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2．臨時総会は，理事会が必要と認めたとき，又は正会員の5分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3．理事会は，理事長が必要と認めたとき，又は理事の3分の1以上から会議の，目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

第18条　（会議の招集）総会は会長が招集する。

2．理事会は理事長が招集する。

3．会議を招集するには，その構成員に対して会議の種別，その会議に付議すべき事項，日時及び場所を示して，開会の5日まえまでに文書をもって通知しなければならない。

第19条　（議長）総会の議長は，その総会において出席会員のなかから選任する。

2．理事会の議長は理事長とする。

第20条　（定足数）会議は，総会において正会員の3分の1，理事会において理事の，2分の1以上の出席がなければ，議事を開き，議決することができない。ただし，当該議事につき書面をもって，予め意思を表示したものは，出席者とみなす。

第21条　（議決）会議の議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

第22条　（資産）本会の資産は，会費そのほかの収入をもって，これにあてる。

第23条　（資産の管理）本会の資産は，理事長が管理し，その方法は理事会の議決により定める。

第24条　（予算及決算）本会の事業計画及これに伴う予算は，毎事業年度開始前に理事会の議決により定め，後の総会の了承を得なければならない。

2．収支決算は，年度終了後3ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を得て，理事会の承認を得，総会に報告しなければならない。

第25条　（事業年度）本会の事業年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

第26条　（会則の変更）この会則の変更は，総会において正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第27条　（委任）この会則の施行についての必要な事項は，理事会の議決を経て別に定める。

付記

1．正会費は，一般年額5,000円，学生年額3,000円とする。維持会費は，年額一口，10万円とする。（1986年6月1日 総会決議，1988年6月26日 総会改正）